

巨理町立学校給食センター
整備運営事業

実施方針

2023(令和5)年9月

巨理町

目次

用語の定義	1
第1 特定事業の選定に関する事項	2
1 事業内容に関する事項	2
2 特定事業の選定方法・公表等に関する事項	5
第2 募集及び選定に関する事項	6
1 募集及び選定の方法	6
2 選定に係る手順及びスケジュール(予定)	6
3 応募者の備えるべき参加資格要件	9
4 審査及び優先交渉権者決定に関する事項	13
5 提出書類の取り扱い	13
第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
1 予想されるリスクと責任分担	14
2 提供されるサービス水準	14
3 町による事業の実施状況の監視(モニタリング)	14
第4 立地並びに規模及び配置に関する事項	15
1 本施設の立地条件	15
2 敷地条件に関し留意すべき事項	15
3 施設の概要	15
第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	16
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	16
1 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合	16
2 町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合	16
3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	16
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上の支援等に関する事項	17
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	17
2 財政上の支援に関する事項	17
3 その他の支援に関する事項	17
第8 その他特定事業の実施に関して必要な事項	17
1 議会の議決	17
2 地域経済への配慮	17
3 情報公開及び情報提供	17
4 参加に伴う費用負担	17
5 実施方針等に関する問合せ先	17
別紙ー1 リスク分担表	19

用語の定義

町	巨理町をいう。
本事業	巨理町立学校給食センター整備運営事業をいう。
本施設	本事業で事業者が事業用地において設計・整備等を行う施設及び設備のすべてをいい、本事業における公共施設等として位置づけるものとする。
民間事業者	本事業に興味がある民間企業全体を指す。
応募者	本事業のプロポーザルに参加するために複数の企業で構成された企業グループを指す。構成事業者(代表事業者含む)と協力事業者から成る。構成員とも言う。
優先交渉権者	本事業のプロポーザルに参加した者のうち、審査結果の順位が最も上位となった企業グループを指す。
選定事業者	本事業を実施する者として基本契約を締結した企業グループを指す。
事業者(リスク分担表)	事業を遂行する者を指す。

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

1) 事業名称

巨理町立学校給食センター整備運営事業

2) 事業に供される公共施設等の名称

巨理町立学校給食センター

(本体施設及び附属施設を含む。以下「本施設」という。)

3) 公共施設等の管理者の名称

巨理町長 山田 周伸

4) 事業の目的

巨理町立学校給食センターは、開設から50年を迎え1972(昭和47)年に建築、老朽化が進行しており、建物や設備の維持修繕に多大な労力を要している状況にある。また、安全・安心な食材や衛生管理に対する保護者等の意識が高まり、食育、食物アレルギー対応等、学校給食に対するニーズが多様化している状況を踏まえ、より安心・安全な学校給食の提供に向けた、新たな学校給食センターの更新・建替えが求められている。

一方で、本町の人口は2005(平成17)年の約35,000人をピークに減少に転じるとともに、少子高齢化の進行により人口構造が大きく変化しているほか、財政状況も社会保障費や公債などの増加により、財政構造が硬直化し、今後も厳しい状況が続くものと見込まれることから、新たな学校給食センターの更新・建替えにあたっては運営や整備等の在り方について長期的な視点で検討する必要がある。

このような背景を踏まえ、本事業は、設計・整備・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な運営環境が創出できるDBO手法を導入し、安全で安心な学校給食を安定的に提供することを目的として実施するものである。

5) 事業の内容

選定事業者は、次の業務を行うこと。

ア 施設整備業務

ア) 事前調査業務及び関連業務

イ) 設計業務及び関連業務

ウ) 建設業務及び関連業務

エ) 工事監理業務及び関連業務

オ) 調理設備調達・設置業務

カ) 食器・食缶等調達業務

キ) 施設備品調達・設置業務

イ 開業準備業務

ウ 維持管理業務

ア) 建築物保守管理業務

イ) 建築設備保守管理業務

ウ) 附帯施設保守管理業務

エ) 調理設備保守管理業務

オ) 食器・食缶等保守管理・更新業務

カ) 施設備品保守管理・更新業務

キ) 清掃業務

ク) 警備業務

ケ) 配送車両調達・維持管理・更新業務

エ 運営業務

ア) 食材検収業務

イ) 調理等業務

ウ) 衛生管理業務

エ) 洗浄・残菜等処理業務

オ) 給食配送・回収業務

カ) 運営備品調達・更新業務

給食の運営に関して町が直接実施する主な業務は、次に掲げる業務である。

ア) 献立作成業務

イ) 食材調達

ウ) 食材検収業務(検収簿の作成)

エ) 給食費の徴収管理業務

オ) 配膳業務

カ) 食数調整業務

キ) 食育指導

なお、町が別途発注する米飯・パン・牛乳等については、学校へ直接搬入されるため、本事業の給食の運営業務に含まない。

ただし、パン、ご飯の残食は、選定事業者が回収すること。残食回収に必要な袋等は事業者が準備すること。

6) 事業の概要

本事業の事業方式、事業期間及び選定事業者の収入は次に示すとおりである。

ア 事業方式

本事業は、設計建設運営一括発注方式(DBO方式(Design:設計、Build:建設、Operate:運営))により実施するものとし、町は、本施設の設計・建設及び維持管理・運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

イ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から2041(令和23)年7月末までとする。

ウ 事業者の収入

町は、設計工事監理事業者及び建設請負事業者に給食センター施設整備に係る対価を支払い、運営事業者に維持管理・運営に係る対価を支払う。具体的な支払方法、支払時期については、後日公表する事業契約書(案)において示す。

なお、維持管理・運営に係る対価は、平準化して各年度同額の金額を支払うこととし、一定以上の給食数が増減する場合は変動料金を適用することを想定しているが、これらの具体的な設定については、事業者の提案によるものとする。詳細については、募集要項等公表時に示す。

7) 事業スケジュール(予定)

2026(令和8)年9月の供用開始を前提に、事業スケジュールを以下のとおり予定している。

なお、2026(令和8)年9月以降の維持管理・運営については、必要に応じて選定事業者の意見をききながら、町が事業期間内に対応を決定する。

優先交渉権者の決定・公表	2024(令和6)年7月頃
基本協定の締結	2024(令和6)年8月頃
代表事業者との事業契約の調印 (仮契約)	2024(令和6)年8月頃
事業契約の議会の議決日(効力の発生)	2024(令和6)年9月頃
施設の整備(設計、建設)期間	2024(令和6)年10月～2026(令和8)年6月末
施設の引渡し (施設の供用開始は2026(令和8)年9月1日)	2026(令和8)年6月末
施設の開業準備期間	2026(令和8)年7月～2026(令和8)年8月下旬
施設の維持管理・運営期間	2026(令和8)年9月～2041(令和23)年7月
事業契約の完了	2041(令和23)年7月

8) 事業期間終了時の措置

選定事業者は、本施設を、要求性能が維持された状態で町へ引き渡す。

2 特定事業の選定方法・公表等に関する事項

特定事業とは、公共施設の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

1) 選定方法

町は、実施方針等の公表及び実施方針等に関する質問回答・意見等の手続きを経て、2) に示す基準・手順に基づき、町が自ら事業を実施した場合と比較して、民間事業者が実施することにより、次に示すいずれかの効果が期待できると判断した場合に限り特定事業として選定する。

ア 施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運営業務が同一の水準にある場合において、事業期間全体を通じた町の財政負担の縮減が期待できる場合

イ 町の財政負担が同一の水準にある場合において、施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運営業務の水準の向上が期待できる場合

2) 選定基準・手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を速やかに公表する。

- ① 町の財政負担の検討による定量的評価
- ② 本事業を実施することについての定性的評価
- ③ 民間事業者に分担されるリスクの検討等
- ④ 上記3点の検討による総合評価

3) 選定結果の公表方法

前項に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せて、町のホームページにて公表する。

なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業として選定を行わないこととした場合にも同様に公表する。

第2 募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

町が本事業を特定事業として選定した場合は、本事業への参加を希望する民間事業者を公募し、本事業の透明性及び公平性の確保に配慮しながら優先交渉権者を決定する。

本事業の優先交渉権者の決定は、公募型プロポーザルによる総合的な評価により行う。

2 選定に係る手順及びスケジュール(予定)

2023(令和5)年9月22日(金)	実施方針・要求水準書(案)の公表
2023(令和5)年10月5日(木)	実施方針等に関する質問・意見の受付締切
2023(令和5)年10月31日(火)	実施方針等に関する質問・意見に対する回答公表
2023(令和5)年12月	特定事業の選定・公表
2024(令和6)年1月	募集要項等公表(募集要項、事業契約書(案)、要求水準書等の公表)
2024(令和6)年2月	募集要項等説明会
2024(令和6)年2月	募集要項等に関する質問の受付締切
2024(令和6)年3月	募集要項等に関する質問に対する回答公表
2024(令和6)年3月	参加表明書等の受付(参加表明書、参加資格確認申請書)
2024(令和6)年4月	参加資格確認審査結果の通知
2024(令和6)年5月	提案書の受付
2024(令和6)年7月	優先交渉権者の決定及び公表
2024(令和6)年8月	基本協定の締結
2024(令和6)年8月	仮事業契約締結
2024(令和6)年9月	事業契約議決、事業契約の締結

1) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

受付期間:	2023(令和5)年9月22日(金)~2023(令和5)年10月5日(木)15時まで
提出方法:	様式1・2に必要事項を記載の上、メールにて送付すること。

2) 実施方針等に関する質問・意見に対する回答公表

実施方針等に関する質問・意見に対する回答は、事前に提出者の意向を確認した上で、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関連し、提出者の権利、競争上の地位等、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き町のホームページにて公表する。

町は、提出のあった質問・意見のうち必要と判断した場合には、質問・意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

3) 実施方針の公表及び要求水準書(案)の変更

実施方針等公表後における町民、民間事業者等からの意見を踏まえ、実施方針等に記した内容を特定事業の選定までに変更することがある。

ア 実施方針については、変更の有無に関わらず実施方針として町のホームページにて公表する。その際、変更に伴いスケジュールの変更が生じた際には、変更後のスケジュールも示すものとする。

イ 要求水準書(案)については、変更を行った場合のみ、その内容を町のホームページにて公表する。

4) 特定事業の選定・公表

町は、実施方針等に関する意見等を踏まえ、本事業を実施することが適当であると判断したときは、本事業を特定事業として選定し、その結果を評価の内容と合わせて、町のホームページにて公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様とする。

5) 募集要項等公表

町は特定事業の選定を踏まえ、本事業の募集要項、要求水準書等を町のホームページにて公表する。

募集要項等公表に関する説明会の開催要領及び募集要項等に関する質問の受付や回答の公表日程等は募集要項等公表時に示す。

6) 募集要項等説明会の開催

町は、募集要項等の説明会を開催する。説明会の開催要領等は募集要項公表時に示す。

7) 募集要項等に関する質問の受付及び回答公表

募集要項等の内容に関する質問を受付、回答を町のホームページにて公表する。具体的な日程は募集要項等公表時に示す。

8) 参加表明書等の受付

参加希望者は、参加表明及び参加資格確認審査に必要な資料(参加表明書、参加資格確認申請書)を提出する。資料の提出方法・時期等は募集要項公表時に示す。

9) 参加資格確認審査結果の通知

町は、参加資格確認申請書をもとに参加資格の有無を確認し、その結果を各参加希望者に通知する。なお、参加資格確認審査により、参加資格がないとされた者からその理由の説明の要求があった場合には、町は回答を行う。

10) 提案書の受付

町は、参加資格があると認められた者(以下「応募者」という。)に対し、募集要項等に基づき、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した提案書及び書類の提出を求める。提案書の審査に当たって、町が必要であると判断した場合は、応募者に対してヒアリングを行うことがある。なお、提案書の提出方法・時期等は募集要項公表時に示す。

11) 優先交渉権者の決定及び公表

町は、提案書及び提案価格を「第2 募集及び選定に関する事項」の「4 審査及び優先交渉権者決定に関する事項」に規定する選定委員会の審査結果を踏まえ、選定事業者を決定する。その結果は応募者に通知するとともに、町のホームページにて公表する。

12) 事業契約の締結等

ア 基本協定の締結

優先交渉権者の決定後は速やかに、町は優先交渉者との間で、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、町は基本協定の締結後、審査講評及び結果の詳細について町のホームページにて公表する。

イ 仮事業契約の締結

町は、基本協定の締結後、事業契約の文言の明確化等を行い、事業契約を代表事業者と調印(仮契約)する。なお、当該事業契約は、町議会における議会の議決を得られた日をもって効力を発生するものとする。

ウ 事業契約の締結

町は、巨理町議会の議決を経た後、代表事業者との間で事業契約を締結する。

3 応募者の備えるべき参加資格要件

1) 応募者の構成等

応募者は、次のとおり複数の事業者(法人に限る。)で構成するものとする。

- ア 構成する事業者(以下「構成員」という。)は、代表事業者から直接業務を受託・請け負うものとする。
- イ 応募者は、必ず、施設の整備業務のうち設計に係る業務等を担当する事業者(以下「設計事業者」という。)、建設に係る業務等を担当する事業者(以下「建設事業者」という。)、工事監理に係る業務等を担当する事業者(以下「工事監理事業業者」という。)、維持管理に係る業務等を担当する事業者(以下「維持管理事業者」という。)及び給食の運営に係る業務等を担当する事業者(以下「運営事業者」という。)を含む事業者により構成されるものとする。設計事業者、建設事業者、工事監理事業業者、維持管理事業者及び運営事業者は、それぞれ一事業者とすることも複数の事業者の共同とすることも可能とする。
- ウ 同一の事業者が複数の業務を実施することはできるが、工事監理事業業者と建設事業者を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。
 - ア) 「資本面で関係のある者」とは、当該事業者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該事業者の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。
- エ 応募者の構成員は次の定義により分類し、参加表明書の提出時にはいずれかの立場であるかを明らかにするものとする。
- オ 代表事業者:構成事業者の中で応募手続きを行い、町との対応窓口となる一事業者
- カ 構成事業者:特定事業を担当する企業をいい、応募者を構成する法人で町と直接契約を締結する事業者
- キ 協力事業者:応募者を構成する法人で、町と直接契約を締結しない事業者
- ク 一応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、一応募者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募者の構成員となることはできない。
- ケ 構成事業者(代表事業者を含む。)には、亘理町内又は、宮城県内に本社を有する事業者を一者以上含むこと。協力事業者については可能な限り亘理町内又は、宮城県内に本社を有する事業者を含むこと。
- コ 必要に応じてその他の事業者(以下「その他事業者」という。)を応募者に含めることができるものとする。

2) 応募者の構成員の参加資格要件

応募者の構成員は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力及び事業を

効率的・効果的に実施できる経験及びノウハウを有していることとする。かつ、次の参加資格要件を満たすものとする。

ア 共通事項

2023(令和5)年度において、令和5・6年度巨理町の入札参加資格者名簿に記載されていること。なお、記載のない事業者は、以下の書類を提出すること。書類の詳細は、巨理町一般競争(指名競争)入札参加資格審査(更新・新規)申請要領を参照すること。

イ 設計事業者

構成員である設計事業者は、共通事項に加えて次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、ア) についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上はイ) からウ)の要件を満たすこと。

ア) 建築士法(1950(昭和 25)年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ) HACCP に関する相当の知識を有していること。

※「HACCP に関する相当の知識を有している」とは、HACCP 対応施設の設計又は運営実績、ドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の設計又は運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する講習会等の受講歴等を有する者を配置することをいう。以下同じ。

ウ) 構成事業者であること。

ウ 建設事業者

構成員である建設事業者は、共通事項に加えて次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、ア) についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上はイ) からオ) までの要件を満たすこと。

ア) 建設業法(1949(昭和 24)年法律第 100 号)第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

イ) 2013(平成 25)年度以降、公募公告の日までに、延床面積が 2,000 m²以上の公共施設の完成実績(共同企業体方式にあつては、出資比率 20%以上の構成員としての完成実績)があること。

ウ) 公募公告時点で最新の経営規模等評価結果通知・総合評定値通知の建設工事の種類「建築一式工事」の総合評定値(P 点)が、1,100 点以上であること。

エ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を配置できること。

a 監理技術者資格者証(建築)及び監理技術者講習修了証を有していること。

b 参加資格確認申請の日以前3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

オ) 構成事業者であること。

エ 工事監理事業者

構成員である工事監理事業者は、共通事項に加えて次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、ア) についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上はイ) の要件を満たすこと。

ア) 建築士法(1950(昭和 25)年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ) HACCP に関する相当の知識を有していること。

オ 維持管理事業者

構成員である維持管理事業者は、共通事項に加えて次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、ア) 及びイ) についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上はウ) の要件を満たすこと。

ア) 事業を実施するために必要な許認可等を有していること。

イ) 事業を実施するために必要な有資格者等を配置できること。

ウ) 構成事業者であること。

カ 運営事業者

構成員である運営事業者は、共通事項に加えて次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、少なくとも一者以上はすべての要件を満たすこと。

ア) 2013(平成 25)年度以降、公募公告の日までに、ドライシステムの学校給食施設又は健康増進法(2002(平成 14)年法律第 103 号)に基づく特定給食施設において、2,000 食以上の調理業務の実績があること。

イ) HACCP に関する相当の知識を有していること。

ウ) 構成事業者であること。

キ その他

前項イからカに記載する事業者以外は、ア 共通事項に示すとおりに対応すること。

3) 応募者の構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令(1947(昭和 22)年政令第 16 号)第 167 条の4第1項の規定に該当する者。同法同施行令同条第2項の規定に基づく入札参加制限を受けている者。

イ 会社更生法(2002(平成 14)年)法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立

てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(1999(平成11)年)法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)

- ウ 巨理町入札参加業者指名停止要領(1986(昭和61)年2月26日制定)に基づく指名停止を受けている者
- エ 参加資格確認申請の日において、国税又は地方税を滞納している者
- オ 町が本事業のために設置する選定委員会の委員が属する組織・事業者及びこれらの者と資本面若しくは人事面で関係のある者
- カ 本事業のコンサルタント業務に関与した者及びこれらの者と資本面若しくは人事面で関係のある者
 - ア) 本事業のコンサルタント業務に関与した者は、公募時に示す。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(1991(平成3)年)法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団。また役員が同法第2条第6号に規定する暴力団員
- ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(1999(平成11)年)法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員

4) 応募者の備えるべき参加資格に関する確認基準日等

応募者の備えるべき参加資格に関する確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認申請書の受付期限日とする。

参加資格確認後、優先交渉権者の決定までの期間に、代表事業者が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。また、代表事業者以外の構成員(構成事業者、協力事業者)が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、町が当該構成員の除外又は変更を認めた場合を除き、失格とする。

優先交渉権者の決定以降、契約締結までの期間に、優先交渉権者の構成員が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、契約を締結しない場合がある。

5) 構成員の変更

参加表明書提出以降においては、代表事業者の変更は認めないが、代表事業者以外の構成員(構成事業者、協力事業者)の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、町と協議を行うこととする。町が妥当と判断した場合は、参加資格の確認を受けた上で提案書の提出期限までに構成員の変更及び追加を認めるものとする。

提案書の提出以降、契約締結までの期間は、代表事業者以外の構成員の変更については、当該変更後においても参加資格の確認を受けた上、応募者の提案内容が担保されることを町が確認した場合において認める。

4 審査及び優先交渉権者決定に関する事項

1) 選定委員会の設置

町は、提案書類等の審査を行うため、「巨理町立学校給食センター整備運営事業 事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。

なお、応募者が、優先交渉権者決定前までに選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として接触等の働きかけを行った場合、当該応募者は失格とする。

2) 審査結果及び選定結果の公表

町は、優先交渉権者の選定結果を応募者に通知するとともに、審査結果及び選定結果を町のホームページにて公表する。

3) 優先交渉権者を決定しない場合の措置

町は、民間事業者の募集、評価及び優先交渉権者の決定において、最終的に応募者がいない、又は、いずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を実施することが適当でないと判断された場合には、優先交渉権者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに町のホームページにて公表する。

5 提出書類の取り扱い

1) 著作権

本事業に関する提案書の著作権は、応募者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定事業者の提案書は、特に町が必要と認める時には、事前に協議の上、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、本事業に関して提出された書類は返却しない。

2) 特許権等

応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果、生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。これによって町が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は町に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

3) 情報開示請求

提出書類は、法人の正当な利益を害する情報の開示となるため、開示は行いません。

第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想されるリスクと責任分担

1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担は、『リスクを最も良く管理できる者が当該リスクを負担する』との考え方にに基づき、町と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについても、原則として選定事業者が負うものとする。

ただし、町が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、町が責任を負うものとする。

2) 予想されるリスクと責任分担

町と選定事業者の責任分担は、原則として「別紙-1 リスク分担表(案)」によることとし、実施方針に関する質問回答及び意見の結果を踏まえ、必要な事項については募集要項等にて提示する。

2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準は、募集要項等にて提示する。

3 町による事業の実施状況の監視(モニタリング)

1) 実施状況の把握

町は、選定事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的にモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリングの方法、内容等については募集要項等にて提示する。

2) 選定事業者に対する支払額の変更等

選定事業者の提供する施設の整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、町は選定事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができるものとする。

第4 立地並びに規模及び配置に関する事項

1 本施設の立地条件

計画位置	宮城県亶理郡亶理町字悠里 1-3
敷地面積	5,480 m ² ※【添付資料-1】敷地平面図を参照とする。
用途地域	用途地域指定区域外(白地)
建ぺい率/容積率	70%/200%
所有者	亶理町
インフラ条件等	上・下水道:未整備、電気:未整備、プロパンガス
建築物・施設の条件等	建築基準法による用途:工場
その他の条件	埋蔵文化財関係:該当しない

※事業用地の地質条件については【添付資料-2】地質調査に関する資料を参照とする。

2 敷地条件に関し留意すべき事項

冬期間の除雪等の考慮が必要である。

3 施設の概要

1) 供給能力

調理能力	1日最大 2,500 食とする。(アレルギー対応食(20 食)を含む。)
配食校数	小学校 6 校、中学校 4 校。 ※令和 10 年 4 月 1 日に、中学校4校が 2 校に再編予定である。
献立方式	1献立とする。

2) 施設概要

本事業において整備する基本的な施設構成については、次のとおり想定している。

区 分		諸 室 名
給食 エリア	汚染 作業区域	荷受室(魚肉類、野菜類)、検収室(魚肉類、野菜類)、冷蔵室、冷凍室、油庫、食品庫、下処理室(魚肉類、野菜類、卵類)、ピーラー室、器具洗浄室、残菜処理室、洗浄室、回収前室、仕分室、廃棄庫、雑庫 等
	非汚染 作業区域	器具洗浄室、焼物・揚物室、煮炊き調理室、和え物室、アレルギー室、コンテナプール、配送前室 等
事務・ その他エリア		プラットフォーム、玄関ホール、職員事務室、書庫、準備室、風除室、倉庫、更衣室、多目的トイレ、一般トイレ、調理員トイレ、福利厚生室、調理員通路、事業者用事務室、洗濯乾燥室、給湯室 等
附帯施設		リフト、設備機械室、ボイラー室、受水槽、排水処理施設、キュービクル、ゴミ置場、駐車場、駐輪場、門扉、フェンス、外灯設備 等

第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、町と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置にしたがう。

また、本事業に関する紛争については、仙台地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、その発生事由ごとに事業契約書等に示す規定に従い対応することとする。

町は、選定事業者の提供するサービスが町の要求水準を下回る場合、その他選定事業者に債務不履行又はその懸念が生じた場合、選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるものとし、原則として選定事業者に一定の修復期間を与えて、選定事業者の事業遂行能力の修復を待つこととする。修復勧告を行ったにもかかわらず修復が認められない場合、サービス提供に重大な遅滞等が懸念される場合、あるいは選定事業者の事業遂行能力の修復が不可能であると判断される場合には、町はサービスの対価の減額又は支払いの停止措置又は選定事業者との契約を解除できるものとする。

選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化したため、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と認められる等の場合、町は選定事業者に対する催告を行うことなく事業契約を解除できるものとする。

町が事業契約を解除した場合、選定事業者は町に生じた合理的損害を賠償するものとする。詳細については事業契約書(案)に示す。

2 町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

町の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、選定事業者は事業契約を解除することができるものとする。この場合、町は選定事業者に生じた合理的損害を賠償するものとする。

3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、町及び選定事業者のいずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、町と選定事業者は、原則として事業継続の可否について協議を行った上、対応方法を決定する。詳細については事業契約書(案)に示す。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

選定事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、町は選定事業者と協議する。

2 財政上の支援に関する事項

町と選定事業者との事業契約の締結時に、施設整備に係る交付金が町に交付決定された場合には、これを町が選定事業者に支払う代金の一部に充当する。なお、選定事業者は、町が行う交付金に係る手続等に対して必要な協力を行うこと。

3 その他の支援に関する事項

町は選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、町は、選定事業者と協議を行う。

第8 その他特定事業の実施に関して必要な事項

1 議会の議決

町は、債務負担行為の設定に関する議案を 2023(令和 5)年町議会 12 月定例会、事業契約の締結に関する議案を 2024(令和 6)年町議会9月定例会に提出予定である。

2 地域経済への配慮

本事業の実施に当たっては、亘理町に本社を置く事業者の活用や地元雇用の創出に努めること。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、町のホームページにて適宜公表する。

4 参加に伴う費用負担

参加に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

5 実施方針等に関する問合せ先

実施方針等に関する問合せ先は、次のとおりである。

担当部署	亘理町教育委員会 教育総務課
住所	宮城県亘理郡亘理町字悠里 1 番地
電話番号	0223-34-0509

FAX	0223-34-7684
電子メール	kyouiku@town.watari.miyagi.jp
ホームページ	https://www.town.watari.miyagi.jp/

別紙—1 リスク分担表

リスク分担表(案)

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担		
				町	事業者	
共通	政策転換リスク		1.	町の政策変更による事業の変更・中断・中止等に関するもの	●	
	制度 関連 リスク	法令 リスク	2.	本事業に直接係わる法制度等の新設・変更等に関するもの	●	
			3.	上記以外のもの		●
			4.	消費税の範囲や税率の変更に関するもの	●	
		税制度 リスク	5.	その他の税制変更に関するもの(例:法人税率の変更)		●
			許認可 取得 リスク	6.	許認可の遅延に関するもの(町で取得するもの)	●
		7.		許認可の遅延に関するもの(町で取得するもの以外)		●
		社会 リスク	住民対応 リスク	8.	本件施設の設置・運営に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの	●
	9.			上記以外のもの(事業者が行う調査、建設に関するもの)		●
	環境保全 リスク		10.	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		●
	第三者賠償リスク		11.	事業者が行う業務に起因する第三者への賠償		●
	債務 不履行 リスク	町の責に よるもの	12.	町の責に帰すべき事由による債務不履行に関するもの	●	
			13.	事業者の事業放棄、破綻に関するもの		●
		事業者の 責に よるもの	14.	事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定のレベルを満たしていないことに関するもの		●
	不可抗力リスク		15.	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	●	
			16.	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの		●
	物価変動リスク		17.	建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用の増減	●	●
	要求水準未達リスク		18.	要求水準との不適合に関するもの		●
	実施方針等リスク		19.	実施要項等の誤り、内容の変更に関するもの	●	
	提案価格リスク		20.	提案した費用の負担に関するもの		●
	契約締結リスク		21.	事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合	●※	●※
	資金調達リスク		22.	町が調達する必要な資金の確保に関するもの	●	
			23.	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		●

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				町	事業者
設計・調査	調査リスク	24.	町が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するリスク	●	
		25.	上記以外の測量・調査に起因するリスク	●	●
	設計リスク	26.	町の指示・判断による不備・変更に関するもの(コスト増加や完工の遅延)	●	
		27.	上記以外の要因による不備・変更に関するもの(コスト増加や完工の遅延)		●
建設リスク	発注者責任リスク	28.	事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		●
		29.	町の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの	●	
	用地リスク	30.	建設に要する仮設、資材置場に関するもの		●
		31.	事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの(町が公表した資料に示されたもの又は町が公表した資料から合理的に予測できる土壌汚染及び地中障害物は除く)	●	
		32.	事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの(上記を除く)		●
	工事遅延・未完工リスク	33.	町の要求による設計変更により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの	●	
		34.	上記以外の要因により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの		●
	工事費増大リスク	35.	町の指示による工事費の増大に関するもの	●	
		36.	上記以外の要因による工事費の増大に関するもの		●
	工事監理リスク	37.	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生したことによるもの		●
施設損傷リスク	38.	使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に関するもの	帰責事由による		

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担	
			町	事業者
コストリスク	39.	町の責に帰する事業内容の変更に起因する業務量及び費用の増大	●	
	40.	事業者の責に帰する事業内容の変更に起因する業務量及び費用の増大		●
施設損傷リスク	41.	施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったこと及び維持管理の不備に起因するもの		●
	42.	事故・火災等による施設の損傷	帰責事由による	
	43.	第三者(本施設の利用者を含む)による施設の損傷	帰責事由による	
修繕費コストリスク	44.	事業期間内に発生した修繕で、事業者が当初に想定した修繕費が予想を上回ったことに関するもの	●	
事故リスク	45.	町が行う業務に関する事故等に起因するもの又は町の責に帰すべき事由によるもの	●	
	46.	事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの又は事業者の責に帰すべき事由によるもの		●
給食数増減リスク (需要変動リスク)	47.	町の要請による給食数増加に伴い事業者に生じた増加費用の負担	●	
	48.	児童・生徒の増減に伴い給食数の増減による運営業務自体の収益の増減	●	
異物混入リスク (食中毒リスク)	49.	検収業務以降における確認不足に起因する異物除去不足		●
	50.	学校内での配膳における異物混入等	●	
	51.	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常		●
	52.	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		●
	53.	調理作業の瑕疵による調達食材の異常		●
	54.	調理、配送における異物混入等		●
アレルギー対応 リスク	55.	アレルギー児童・生徒の情報収集不備、食材調達時の誤り、校内での配食ミス、除去食対応時の献立作成ミス等、町の責に帰すべき事由による発症	●	
	56.	突発的な発症(事前の把握が困難なアレルギー物質による)	●	
	57.	調理段階における禁忌物質の混入による発症		●
	58.	食材調達時及び配送先の誤り等、事業者の責に帰すべき事由による発症		●
	59.	収集した情報の伝達不完全(送付漏れ・紛失等)による発症	●	
	60.	アレルギー児童・生徒の個人情報の流失	帰責事由による	
配送遅延リスク	61.	町の責による配送の遅延により町及び事業者が生じた増加費用・損害の負担(食材納入遅延による調理作業の遅れ等)	●	
	62.	事業者の責による配送の遅延により町及び事業者が生じた増加費用・損害の負担(誤送による配送の遅延等)		●

維持管理・運営

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				町	事業者
	運搬費用増大リスク	63.	物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大(交通事情悪化による運送費増加等)	帰責事由による	
	食器等破損リスク	64.	食器等の破損に関するもの	帰責事由による	
	残食及び残菜処理リスク	65.	学校における残食及び残菜の分別	●	
移管	施設の性能確保リスク	66.	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		●
	移管手続きリスク	67.	事業契約満了時の移管手続き、業務引継ぎ及び事業者側の清算手続きに要する費用に関するもの		●

※:契約が結べない場合、それまでに官民各々にかかった費用は各々が負担する。